

◎災害対策基本法の一部を改正する法

律

(平成二四年六月二七日法律第四一号)

一、提案理由(平成二四年六月二四日・衆議院災害対策特 別委員会)

○中川国務大臣 たいいま議題となりました災害対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生いたしました東日本大震災は、その被害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるものでありました。現在、政府におきましては、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、検証及び総括を行っていらっしゃる所ですが、本法律案は、いつ起こるかわからない災害に備えるため、大規模広域な災害時における対応の円滑化、迅速化等緊急に措置を要するものについて、法制化することを目的とするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、発災時における積極的な情報の収集、伝達、共有の強化についてであります。

市町村が被害状況の報告ができなくなった場合に都道府県がみずから情報収集のための必要な措置を講ずべきこと、国、地方公共団体が情報を共有し相互に連携して対策の実施に努めなければならないこととしております。

第二に、地方公共団体間の応援に係る対象業務の拡大等についてであります。

被災した地方公共団体への支援を強化するため、地方公共団体相互間の応援の対象を緊急性の極めて高い応急措置から災害応急対策一般に拡大するとともに、都道府県知事は、応援の要求等のみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し災害が発生した都道府県の知事等を応援することを求めるよう求めることができることとするなど、都道府県、国による調整規定の拡充、新設を行うこととしております。

第三に、地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化についてであります。

他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国、地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ、地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受け入れを想

定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第四に、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設についてであります。

都道府県知事は指定行政機関の長等に対し、市町村長は都道府県知事に対し、災害応急対策の実施に必要な物資等の供給について必要な措置を講ずるよう要請等することができるとするとともに、指定行政機関の長等または都道府県知事は、緊急を要するときは、要請等を待たずみずからの判断で必要な措置を講ずることができることとしております。また、指定行政機関の長等または都道府県知事は、緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し指示等することができるとしてしております。

第五に、市町村、都道府県の区域を越える被災者の受け入れに関する調整規定の創設であります。

広域での被災住民の受け入れが円滑に行われるよう、市町村長は、被災住民の居住の場所を確保することが困難な場合等において、被災住民の受け入れについて他の市町村長に協議できるとするとともに、市町村長からの要求に基づき、都道府県知事は、被災住民の受け入れについて他の都道府県知事と協議しなければならないこととしております。

災害対策基本法の一部を改正する法律

また、都道府県知事または内閣総理大臣は、市町村長または都道府県知事から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言しなければならないこととしております。

第六に、教訓伝承及び防災教育に係る規定の新設、強化等による防災意識の向上についてであります。

国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国、地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育の実施に努めなければならないこととしております。

第七に、国と地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の明確化等、組織の見直しについてであります。

災害対応は災害対策本部が担うことを明確化する一方で、地方防災会議の所掌事務に、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加するとともに、多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成する者または学識経験者を会議の委員として追加すること等の見直しを行うこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うとともに、今後の政府の取り組み方針を明らかにするために、附則において、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対

してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災に関する制度のあり方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、速やかに必要な措置を講ずるものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

二、衆議院災害対策特別委員長報告

(平成二四年六月一九日)

○村井宗明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図ろうとするもので、その主な内容は、防災に関する組織の充実、対象業務の拡大などの地方公共団体間の応援措置の拡充、広域にわたる被災住民の受け入れに関する調整並びに災害対策に必要な物資等の確実な供給及び運送に関する仕組みの創設などであります。

本案は、去る十三日本委員会に付託され、翌十四日中川防災

担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、本日、質疑を行い、質疑終了後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党、新党さつま及び社会民主党・市民連合の六派共同提案により、災害の定義に「竜巻」を追加すること、本案附則の検討条項について、その検討対象に災害からの復興の枠組み等を明記することなどを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年六月一九日)

○谷委員 ただいま議題となりました災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。

以下、その内容を申し上げます。

第一に、災害の定義に、異常な自然現象の例示として竜巻を追加することとしております。

第二に、防災に関する制度のあり方についての全般的な検討の対象に、一つは、防災上の配慮を要する者に係る個人情報を取り扱いのあり方、二つは、災害からの復興の枠組み等が含まれる旨を明記することとしております。

第三に、原子力規制委員会設置法案の提出に伴い、原子力災害対策特別措置法の改正規定その他の関係規定について、所要の整理を行うこととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年六月一九日)

政府は、東日本大震災の教訓を生かした災害対策基本法の第一段の改正となる本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期するべきである。

一 過去の災害からの教訓の伝承及び防災に関する教育の実施については、多様な主体による取組を推進するため、国による財政上の措置を含め、可能な限りの支援を行うこと。特に学校教育においては、災害発生時に児童・生徒が自ら適切な行動をとれるよう、自然災害及び避難等に関する正しい知識の習得並びに訓練の実施等に関し配慮すること。

災害対策基本法の一部を改正する法律

一 地理空間情報の活用については、都道府県及び市町村が十分に活用できるものとするため、情報の内容、共有及び利用方法等に留意してシステムを構築するなど、真に災害対策に有用な、実効性のあるものとするともに、NPOやボランティアなど、災害に関与する団体及び個人を含め、広く国民に対する情報提供にも活用すること。

一 応援の要求、広域一時滞在及び物資・資材の供給など、国及び都道府県による関与が充実強化されたものについては、適時適切な応援、被災住民の受入れ及び物資等の供給がなされるよう、その仕組みを十全に機能させること。

一 円滑な応援の受入れ及び他者への応援については、災害発生時の初動対応において極めて重要であることから、都道府県及び市町村による広域的な協定の締結及び訓練の実施等が促進されるよう、国としても積極的に取り組むこと。

一 救援物資等を被災地に確実に供給するためには、現在の国及び地方の指定公共機関である運送事業者だけでは運送の対象となる物資が限定されるなど、不十分なことが懸念されることから、指定公共機関の拡大を含め、運送事業者の指定の在り方について検討すること。

一 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者及び高齢者など、社会及び地域の実情に

応じて多様な主体の参画が確保されるよう、今後とも制度及び運用の改善に努めること。

一 今回の改正では、災害応急対策責任者や災害予防責任者など、国や地方の公的立場にある者の役割が強化されたが、東日本大震災では、NPOやボランティアなどが大きな役割を果たしたことから、災害の予防、災害からの復旧及び復興など、災害全般においてかかる主体の果たす役割についても、引き続き検討を進めること。

一 これからの災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方ははじめ、防災会議や災害対策本部など組織の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容やその手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題点について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。

三、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二十四年六月二〇日)

○松下新平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災から得られた教訓を今後を生か

し、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実し、地方公共団体間の応援に関する措置を拡充するとともに、広域にわたる被災住民の受入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置等を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、災害の定義に、異常な自然現象の例示として竜巻を追加し、防災に関する制度の在り方についての全般的な検討の対象に、防災上の配慮を要する者に係る個人情報 の取扱いの在り方及び災害からの復興の枠組みを含める等の修正が行われております。

委員会におきましては、災害対策法制の抜本改革に向けた政府の決意、発災時に有効な相互応援の在り方、中央防災会議の有する防災対策機能の在り方、指定公共機関の拡充の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年六月二〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置

を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 過去の災害からの教訓の伝承及び防災に関する教育の実施については、多様な主体による取組を推進するため、国による財政上の措置を含め、可能な限りの支援を行うこと。特に学校教育においては、災害発生時に児童・生徒が自ら適切な行動を取れるよう、自然災害、避難等に関する正しい知識の習得や訓練の実施等に関し配慮すること。

二 地理空間情報の活用については、都道府県及び市町村が十分に活用できるものとするため、情報の内容、共有、利用方法等に留意してシステムを構築するなど、真に災害対策に有用な、実効性のあるものとするとともに、NPOやボランティアなど、災害に関与する団体及び個人を含め、広く国民に対する情報提供にも活用すること。

三 地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害時において、内閣総理大臣による応援要求等被災地に対して的確な災害応急対策を実施することができるよう、関係省庁の情報収集体制の整備を図るとともに、内閣の情報集約機能の強化を図ること。

四 応援の要求、広域一時滞在、物資・資材の供給など、国及び都道府県による関与が充実強化されたものについては、適時適切な応援、被災住民の受入れ及び物資等の供給がなされ

災害対策基本法の一部を改正する法律

るよう、その仕組みを十全に機能させること。また、広域的な災害応急対策等の応援等の実効性を高めるため、知事会、市長会や町村会との連携を進めること。

五 円滑な応援の受入れ及び他者への応援については、災害発生時の初動対応において極めて重要であることから、都道府県及び市町村による広域的な協定の締結、訓練の実施等が促進されるよう、国としても積極的に取り組むこと。

六 救援物資等を被災地に確実に供給するためには、現在の国及び地方の指定公共機関である運送事業者だけでは運送の対象となる物資が限定されるなど、不十分なことが懸念されることから、陸上のみならず海・空にわたる輸送に関する事業者の指定の在り方について検討すること。さらに、国及び地方の指定公共機関については、今後の防災対策推進検討会議における検討等も踏まえ、医療機関等も含め指定公共機関の更なる拡充について検討すること。

七 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など、社会及び地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保されるよう、今後とも制度及び運用の改善に努めること。

八 今回の改正では、災害応急対策責任者や災害予防責任者など、国や地方の公的立場にある者の役割が強化されたが、東

災害対策基本法の一部を改正する法律

日本大震災では、NPOやボランティアなどが大きな役割を果たしたことから、災害の予防、災害からの復旧及び復興など、災害全般においてかかる主体の果たす役割についても、引き続き検討を進めること。

九 これからの災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方をはじめ、防災会議や災害対策本部など組織・権限の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容やその手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題点について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。

右決議する。